

一般社団法人全国日本学士会 特定資産取扱要領

平成22年6月18日 制定

平成25年6月21日 社員総会改正

平成26年3月14日 理事会改正承認

特定資産名称	顕彰事業引当資産	退職給付引当資産	減価償却引当資産	特別積立資産
特定目的	定款に定められたアカデミア賞表彰及び助成事業を継続して遂行するための支払費用を確保することを目的とする。	職員に対する退職給付金債務の支払を完全に実施するため、一般の運用財産から分離して支払資金を確保することを目的とする。	固定資産の減価償却に伴い、償却対象資産の再取得に備えるため、償却費相当額を支払資金として確保することを目的とする。	本会設立時に拠出された基本財産及び運用利息である。本会は一般社団法人による法人化を目指しているが、その設立認可申請には、基本財産の存在は要件とはならない。このため、この資金を本会の運営を維持するための特定資産とし、管理することを目的とする。
財源	一般正味財産	退職給付債務	一般正味財産	一般正味財産
積立方法	個人または団体より寄附を受けた浄財を原資とし、その後は年度毎に寄附を募り、年度末の収支差額を積立てる。	年度末現在の退職給付引当金残高と同額を維持するための差額を積み立てる。	年度償却相当額を積み立てる。結果、年度末減価償却累計額が引当資産残高となる。	あらたな積立は行わない。
目的取崩の要件	上記の事業遂行にあてるための支払費用に必要なが生じた場合には、理事会の議を経て、その必要額(上限500万円)を取崩することができる。	退職職員の規程による退職金支給額を限度とし、予算措置及び財務委員長の前承認を要件とする。	再取得予定資産が引当対象となることから、当該資産の更新年度で予算措置のうえ更新取得資産の取得価額を限度に取崩す。	特定の取崩事由は定めず、個別取崩案件毎に理事会で審議判定する。また、予算措置並びに支出前に再度の理事会承認を必須の要件とする。
目的外取崩の要件	上記の目的以外に、当会の維持運営に不測の事態が生じ、財政上運営困難となり取崩の必要が生じた場合、理事会の議を経て、その必要額(上限500万円)を取崩することができる。	財源が就業規則に基づく労働債務であり、目的外取崩は対応する労働債務が免除される事由が発生した場合以外は不可とする。	引当対象資産が再取得の必要なくなったとき、再取得見込額が大幅に低下し明らかに引当過大と判断できる場合以外は不可とする。	特定化の目的を重視し、原則として目的外取崩しは認めない。
運用方法	当面は、公社債投資信託、京都府未来債、市中金融機関に預け入れ、利息は予算措置のうえ一般会計の運用財産とする。	当面は、市中金融機関の定期預金として運用する。	当面は、市中金融機関の定期預金として運用する。	